

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

新潟県五泉市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、保険給付の支給に関する事務を行っている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請書や届出書の記載事項の確認 ②被保険者の資格記録の管理 ③保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ④保険料給付の受給者及び給付実績の管理 ⑤保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑥その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認 ⑦マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 ⑧マイナポータルお知らせ機能での通知
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名 4. 申請管理 5. 住民記録システム 6. 税務システム 7. EUC 8. 統合収納管理 9. 統合滞納管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳ファイル (2)受給者台帳ファイル (3)賦課台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の100の項、主務省例(内閣府・総務省令平成26年第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 (別表における情報提供の根拠) :番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、13、15、16、19、27、38、42、56、65、69、70、80、83、87、108、111、115、116、125、128、131、132、137、141、144、145、158、161の項) (別表における情報照会の根拠) :番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢福祉課、税務課
②所属長の役職名	高齢福祉課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、 ・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い ・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除するなど、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「五泉市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」、「五泉市 特定個人情報取扱マニュアル」により、人的安全管理措置を講ずるための管理者及び担当者の役割を明確化し、 ・個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い ・システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 ・所定の保存期間を経過し、不要となった書類・データ等を速やかに廃棄・削除するなど、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム	1. MCWEL介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名管理システム	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長 熊倉淳也	高齢福祉課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	平成27年7月1日 時点	令和元年7月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	令和元年7月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和元年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報関連ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号	(情報照会) ・番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	令和3年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①申請書や届出書の記載事項の確認 ②被保険者の資格記録の管理 ③保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ④保険料給付の受給者及び給付実績の管理 ⑤保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑥その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認	特定個人情報ファイルを使用する事務は、 ①申請書や届出書の記載事項の確認 ②被保険者の資格記録の管理 ③保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ④保険料給付の受給者及び給付実績の管理 ⑤保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 ⑥その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認 ⑦マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能での受領 ⑧マイナポータルお知らせ機能での通知	事前	行政手続きのオンライン化による変更
令和4年6月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. MCWEL介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名管理システム	1. MCWEL介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名管理システム 4. サービス検索・電子申請機能	事前	行政手続きのオンライン化による変更
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. MCWEL介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム 4. サービス検索・電子申請機能	1. MCWEL介護保険システム → 介護保険システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム → 団体内統合宛名 4. サービス検索・電子申請機能 → 申請管理 5. 住民記録システム 6. 税務システム 7. EUC 8. 統合収納管理 9. 統合滞納管理	事前	データ要件・連携要件標準対応による変更 地方公共団体基幹業務システム 基本データリスト(介護保険) 地方公共団体基幹業務システム 機能別連携仕様(介護保険)
令和6年7月11日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課 高齢福祉課長	高齢福祉課、税務課 高齢福祉課長、税務課長	事後	課名追加
令和6年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	五泉市高齢福祉課、税務課	五泉市高齢福祉課、税務課	事後	課名追加
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の68の項	別表の100の項	事後	
令和6年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表二の93、94の項 ・番号表別表二の主務省令(内閣府・総務省令平成26年第7号) 第46条、第47条(情報提供) ・番号法第19条第8号、別表二の1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108の項 ・番号表別表二の主務省令(内閣府・総務省令平成26年第7号) 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第20条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表2、3、6、7、11、13、15、16、19、27、38、42、56、65、69、70、80、83、87、108、111、115、116、125、128、131、132、137、141、144、145、158、161の項 (別表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 1. いくつかの時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	2. いつの時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和6年10月1日	11. 最も優先度が高いとされる対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和8年9月1日	II しきい値判断項目 1. いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	
令和8年9月1日	2. いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	